

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：82682

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12688

研究課題名（和文）フランス会社法の「会社契約」概念にみる組合・会社・社会

研究課題名（英文）A Study on the Concept of "contrat de societe" under French Company Law

研究代表者

石川 真衣 (ISHIKAWA, Mai)

公益財団法人日本証券経済研究所（調査研究部及び大阪研究所）・研究調査部・研究員（移行）

研究者番号：00734740

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランス会社法の基本概念とされる「会社契約」概念が現代フランス会社法において有する意義を明らかにすることを目指すものである。フランス法上、会社の原点は「組合」にあり、組合及び組合契約特有のルールを基礎に会社法のルールを形成した経緯がある。契約ベースの枠組みのみに頼ることに一定の限界はあるものの、「会社契約」を基礎とする諸概念は株主間の関係をめぐる株式会社法上の現代的な問題の解決において重要な役割を果たしている。また、2019年PACTE法による民法典上の会社の一般規定の改正を含む制度改革は、サステナブルガバナンスをめぐる問題に対するハードローを通じた一つのアプローチ方法を示している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、フランス法における会社の法的性質（とりわけ株式会社の法的性質）に関する理解の変遷をたどることができた。サステナブル・ガバナンス、ESGに関連する問題が注目されるなか、フランスの例の検討は、わが国において模索される株式会社のあるべき経営方法について、コーポレートガバナンスコードなどのソフトローだけではなく、ハードローによる制度改革の方法と挑戦を示すとともに、その課題を浮き彫りにした。

研究成果の概要（英文）：This study aims to clarify the significance of the concept of "contrat de societe", which is one of the basic concepts of French Company Law. Historically, the starting point of a company under French law was the partnership, and company law rules were primarily based on rules specific to partnerships and contracts. Relying solely on a contract-based framework rapidly showed its limits, and that finding can be confirmed through consideration of the French PACTE Act enacted in 2019. However, it is important to note that the "contrat de societe" and the concepts based on it give solutions to some of the most modern issues debated in corporate law. The points discussed are also closely related to sustainable governance issues, which are also attracting attention in Japan. This study succeeded in presenting a possible line of approach to future reforms.

研究分野：商法

キーワード：フランス会社法 会社契約 組合 パーパス 会社の目的 社員 株主権 社会的企業

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

フランス会社法は、会社は構成員の意思に基づく契約であるとする発想を出発点とし、19世紀以降発展してきた。そこでいう会社契約は、二名以上が利益分配を目的として出資をなすことを約するものとされる。しかし、1807年の商法典制定以降、株式市場の整備及び株主層の拡大により、大規模株式会社には組合契約をモデルとした株主同士の契約とは本質的に異なる側面があることはすでに自明であった。この問題はすでに一定範囲で対応がなされ、「会社の利益 (intérêt social)」と呼ばれる判例法上の概念を用いることにより、株式会社の資本金会社 (物的会社) としての側面と契約理念を基礎とする法律規定の調整が図られてきた。しかし、問題を掘り下げれば、「会社の利益」概念を手段とする解決方法を必要とさせる、「会社契約」的観念を維持する理由を明らかにすることが、フランス株式会社が抱える課題を理解するうえで不可欠となると考えられる。

フランス法においては、商法典上は多様な会社形態に関する規定が置かれているなか、すべての会社 (ソシエテ) 形態に共通するルール (一般規定) を民法典にまとめて置くという規制手法を19世紀以降維持してきた。そこで、本研究では、民法典 (第1832条以下) のソシエテに関する規定が株式会社を含む会社一般に適用されるものであることはいかなる意味を有するのかという問題意識のもと、株式会社と組合・会社を「ソシエテ (société)」という同じ概念の下に含めるフランス会社法の特徴と制度運用のあり方、そしてその課題を明らかにすることを目標として設定した。

2. 研究の目的

本研究は、合名会社等に最も適合する「会社契約」概念を株式会社に適用するフランスの理論の立て方が特に現代株式会社法にとって何を意味するのかという点を明らかにすることを目指したものである。1. に挙げたように、フランス法において、株式会社は、理論上は民法典第1832条以下の会社 (ソシエテ) に関する一般規定に服するものとされるが、上場会社のように会社が証券市場で株式を取得した多数の株主から成る場合には、そもそも組合契約とは全く性質が異なると思うのが自然な発想ともいえる。実際、研究代表者が過去に行った「会社の利益 (intérêt social)」概念に関する研究においては、株式会社が抱える現代的課題の解決のために、特に伝統的な枠組みである「会社契約 (contrat de société)」を基礎とした理念からの脱却が試みられていると考えられることを確認した。本研究では、そうした傾向に加えて、金融技術の発展やグローバル化を背景に株式保有者の匿名化及び会社における支配権の集中が進むなかであっても、フランスにおいては人的関係性の強い結合を前提としたルールや考え方を株式会社にも用いる基盤が法制上依然として維持されていることの意味がどのような点にあり、それがどのように説明されるのかを検討することとした。具体的には、「会社契約」から派生する概念、とりわけ「社員 (associé)」概念を基礎とする理論やルールに着目し、「会社契約」には議決権行使主体の正当性の判断 (あるべき株主像) 及び資本多数決原理に対する司法コントロールの模索といった普遍的課題の解決に寄与する部分があることを明らかにすることを目指した。

また、1. の研究開始当初には特段重視していなかったことであるが、研究期間の初期にその全容が明らかとなった2019年PACTE法の制定を契機として、民法典にある会社・組合の一般規定の改正を行うことの意義及びその影響の検討を行うことも目標に含めることとした。

3. 研究の方法

本研究では、(1) フランス会社法における「会社契約」概念の検討、(2) 最新の大規模改正である2019年PACTE法の検討、(3) 上場会社法制と株式会社の法的性質の関係性に関する検討を行った。各項目について、以下で説明する。

(1) フランス会社法における「会社契約」概念の検討

フランス株式会社法における会社契約は、株式会社の性質の議論として捉えられてきたが、実際には、会社契約理論には株式会社の法的構造及び株主権の内容の解釈に実体的な影響を及ぼしたことを明らかにした。フランス会社法における株式会社の法的性質に関する理解を確認するために、19世紀以降の会社の性質をめぐる議論の変遷を検討した。また、最新の判例動向にも関心を向け、研究期間全体を通じて、判例研究を継続的に行った。

(2) 2019年PACTE法の検討

本研究を実施するにあたり非常に重要となったのが、2019年にフランスにおいて成立した企業の成長及び変革に関する2019年5月22日の法律第2019-486号 (PACTE法) である。研究開始当初、まだ法案は成立していなかったが、研究期間内に多方面から様々な議論がなされ、関連図書や論文が多く公表されたことは本研究課題の遂行を大きく支えるものとなった。そうした多数の文献が公表されたものの、2019年PACTE法は、非常に多岐にわたる改正を行うものであり、その対象は会社法に限らず、資本市場法、倒産法などにも及ぶものであったことから、まずは法律の全体像の把握を目指し、PACTE法の立法紹介を執筆したうえで、本研究に関連する各種制度の検討に移ることとした。また、新しく導入された制度に対するフランス国内の期待を過大

に評価することなく、PACTE 法により導入された制度が抱える課題についても検討を行うことを意識して研究を進めた。

(3) 上場会社法制と株式会社の法的性質の関係性

19 世紀のフランスにおける株式会社による証券市場の活用についてはわが国において必ずしも多くの研究がなされてきたわけではない。しかし、この時代は証券市場及び証券取引の仕組みが最も大きく発展し、現在の市場取引規制の基礎が形成された重要な時期である。このため、株式会社が大規模化するにあたり不可欠であった証券市場の活用実態を探るために、公認仲買人組合による株式の上場判断のプロセスに着目することにした。

なお、本研究では、文献調査及び現地調査を組み合わせることにより、研究を進める予定であった。初年度は当初の計画を実施することができたが、2019 年度末以降に予定されていた現地調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、すべて実施が不可能となった。代替手段として、オンラインツールを活用し、資料・情報収集を行ったが、現地の所蔵館においてのみ閲覧が認められているため入手できなかった文献も複数ある。これらを用いた分析については、本研究で得られた成果を基礎に、今後も検討を継続したい。

4. 研究成果

(1) フランス会社法における「会社契約」概念の意義

株式会社は「ソシエテ(会社)」の一種であるが、「ソシエテ」は民法典に定められる小規模な組合を前提とするものである。「ソシエテ」概念を株式会社の基礎とすることの意味を探るために、会社契約概念と特に密接な関係を有する「社員(associé)」概念を手がかりに、「会社契約」の意義に関する本格的な検討を行った。わが国は、最も良く各会社形態の長所ないし本質を発揮できる法制度の構築を推進し、実際に会社と組合、閉鎖会社と公開会社、大会社と小会社、株式会社と持分会社などの形で類型化を行い、個々の会社形態に特有の事情に合わせた分析・制度設計を行ってきた経緯があるが、これに対して、フランスはそうした類型化を徹底することなく、すべての会社について「ソシエテ(société)」という共通の基礎を維持し、ソシエテ契約及びソシエテの一般法理に基づいた解決手段を確保する方法を採っている。これにより株主の権利義務を単なる株式保有から当然に生じるものとせず、株主の「アソシエ」としての資格・地位に照らして論じることを可能とするフランスの発想は、「社員(associé)」概念を通じた支配権行使・資本多数決のコントロールにより、一部の支配者・多数派株主の利益の一方的な重視を回避し共同体の維持に寄与するものと考えられることを明らかにした。フランスのアプローチ方法は、民法典制定当初は予想されていなかった、現代的な株主間の関係をめぐる問題に対する解決の手がかりを与えるものと考えられると同時に、株主がどのような者でどのような意図を持って会社に参加するかという株主そのものに対する関心の存在を窺わせる。しかし、この最後の点を検証するためには、フランスにおける株主構造の変遷に加えて、記名株式制度、大量保有報告制度、識別可能な無記名株式(titre au porteur identifiable)制度の展開及び運用などの検討の必要性がある。これらは今後の課題としたい。

(2) 2019 年 PACTE 法がもたらしたもの

2019 年春に PACTE 法が成立したことに伴い、公表資料を基礎に、PACTE 法が導入した各種制度の検討を進めた。PACTE 法は、「社会における企業の地位の再考(Repenser la place des entreprises dans la société)」を掲げ、この目標に関連して、いくつかの重要な改正・制度の新設を行っている。本研究との関係では、三つの点に注目した。一つ目は、民法典において、会社を運営するにあたり、社会的課題及び環境上の課題が考慮されるべきことが書き加えられたことである(民法典第 1833 条第 2 項)。この規定はすべての会社形態が従うべきこととなる、適法範囲の広いものであることを特徴とする。二つ目は、これもまた民法典に規定された、存在意義・存在理由(raison d'être(レゾンデートル))を定款に明記することができる内容である(民法典第 1835 条)。三つ目は、「ミッションを有する会社」制度の創設である。これは、に挙げた民法典の規定に基づき、自らの存在意義を定款に定めた会社がさらに一歩進んだ取り組みを行うことを欲する場合に与えられた選択肢であり、会社の存在意義に加えて、定款において「ミッション(使命)」として社会的目的及び環境上の目的そして「ミッション」の実行の監視方法を記載する等の要件を満たすと、「ミッションを有する会社」であることを公表できるものとする制度である(商法典 L.210-10 条)。の民法典第 1833 条の改正は、すべての会社に対して社会的責任・環境に対する責任を自覚することを求めるものとなっているが、の制度はあくまで個々の会社が自らの必要に応じて導入を選択する任意的な制度となっている。さらに、上記の改革は、既存の会社形態に加えて、新たな会社形態を創設するものではない点が、しばしば比較対象とされる米国のベネフィット・コーポレーションと異なる。本研究では、上記の制度改革を通じて、既存の会社制度を大きく変えることなく、「社会的企業」をめぐる問題意識を会社法の枠組み内に取り込むフランスの試みにフォーカスした。この動向及び導入初期の議論・制度活用状況については所属機関の機関誌において紹介し、またその内容の一部についてはシンポジウムにおいても報告の機会を得た。また、EU の動向との密接な関係を踏まえ、EU における持続可能なコーポレートガバナンスに関する報告書(欧州委員会・政策研究報告書『取締役の責任と持続可能なコーポレートガバナンス』)の検討を行い、研究会報告を行った。

PACTE 法により創設された制度がもたらした影響およびその課題を考えるうえで、とくに研究期間中の 2021 年 10 月にロシェ・レポート (Rapport Rocher) が公表されたことは大変有意義であった。ロシェ・レポートは、PACTE 法の制定二年後の状況をまとめた報告書であり、今後検討すべき改革・見直すべき点について、14 個の勧告 (recommandations) を示した。最終年度後半は、ロシェ・レポートをベースに、フランス国内外の議論の状況を検討し、今後の制度改革の方向性を探った。

(3) 上場会社法制に関する研究

本研究を実施するなかで、株式会社の性質を検討するうえで、19 世紀以降の資本市場制度の変遷の調査が欠かせないことに関する気づきを得た。この認識を得るうえで、初年度に実施した現地調査の一環として、経済史の研究者に面会できたことは非常に有益であった。資本市場を活用して資金調達を行う株式会社が大規模化するにつれて、小規模な組合を前提としたルールや制度のみでは説明できない法的問題などが必然的に浮上することになる。本研究を遂行するにあたり、株式会社が大規模化する過程が重視されるべきとする認識に早い段階で至ったが、フランスにおける株式会社による証券市場の活用についてはわが国において必ずしも多くの研究がなされてきたわけではない。株式会社が大規模化するにあたり不可欠であった証券市場の活用実態を探るために、公認仲買人組合による株式の上場判断のプロセスに着目し、株式を上場させるにあたり重視される要素が株式会社形態の普及とともに変容していることを確認できた。国内最大の市場であるパリ取引所を管理するパリ公認仲買人組合における株式の上場判断要素に関する検討及び現地調査を行い、その成果について学会で報告をしたうえで、その内容の一部を論文として公表した。その後、現地調査の際に入手したりヨンの証券取引所の資料を検討し、すでに公表した成果とあわせてその内容を国内の研究会で報告した。

上場制度に関する研究を進めるなかで、株式合資会社制度の重要性を認識するに至った。わが国においてはもはや廃止されているが、フランスにおいては、株式合資会社制度はいまも存在し、株式合資会社のなかには上場する会社もある。株式合資会社の特徴は、株式会社と比較すると、定款で定めることができる事項の範囲が広く、一般的に経営権維持を欲する場合に適した会社形態であると理解されている。本研究においては、無限責任社員の存在を基礎に、株式合資会社という人的要素の強い会社における支配権の行使のあり方がコーポレートガバナンスをめぐる近時の議論の影響を受けて批判され、株式会社への組織変更を余儀なくされる場合があることを確認することができ、その内容は、論文として最終年度に公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 95巻4号
2. 論文標題 フランス株式会社法における「ソシエテ契約 (contrat de societe)」概念の意義 (3・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 93,138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 54巻2号
2. 論文標題 資料〔フランス企業法判例研究〕議事日程に記載のない会計監査役候補者の選任と社員総会決議の適法性 (2018年2月14日破毀院商事部判決 Bull. civ., IV, no22)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 77,90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 54巻2号
2. 論文標題 〔外国法制の紹介〕 <フランス> 企業の成長及び変革に関する2019年5月22日の法律第2019-486号 (PACTE法)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 91,148
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 61巻2号
2. 論文標題 「ミッションを有する企業」とは何か 2019年フランスPACTE法による改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 証券レビュー	6. 最初と最後の頁 106,120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 60巻9号
2. 論文標題 バーチャル株主総会と会議体の将来性 フランスの状況を参考に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 証券レビュー	6. 最初と最後の頁 44, 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 95巻1号
2. 論文標題 フランス株式会社法における「ソシエテ契約 (contrat de societe)」概念の意義 (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 125, 163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 95巻2号
2. 論文標題 フランス株式会社法における「ソシエテ契約 (contrat de societe)」概念の意義 (2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 125, 161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 53巻3号
2. 論文標題 〔フランス企業法判例研究〕資本にアクセスを与える証券の発行による株式の希釈化と会社指揮者の誠実義務 破毀院商事部2018年5月16日判決 (SA Acadomia groupe事件)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 165, 178
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 329
2. 論文標題 株式会社合資会社制度の今日的意義 近時のフランスの事例から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 MARR	6. 最初と最後の頁 29,33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井秀征, 山田剛志, 武井一浩, 石川真衣	4. 巻 326
2. 論文標題 [座談会]M&A関連法制と実務の最新動向 [2021年版] ~ サステナブルな資本主義と上場企業法制上の諸論点 ~	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 MARR	6. 最初と最後の頁 8,46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 62巻8号
2. 論文標題 2019年フランスPACTE法の影響と今後の課題 2021年ロシエ・レポートの概要	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 証券レビュー	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川真衣	4. 巻 2300号
2. 論文標題 第62回東京大学比較法政シンポジウム報告(5) サステナビリティ・ガバナンスをめぐるフランス企業法制の最新動向 - 2019年PACTE法とその後 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 フランス・2019年PACTE法の「ミッションを有する企業」概念とその法的位置づけ
3. 学会等名 東京商事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 EUにおける持続可能なコーポレートガバナンスをめぐる動向 2020年欧州委員会・政策研究報告書『取締役の責任と持続可能なコーポレート・ガバナンス』について
3. 学会等名 EU法最新動向研究会（早稲田大学比較法研究所）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 フランスにおける株式上場制度の形成と展開 パリ市場およびリヨン市場を中心に
3. 学会等名 証券経済研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 判例報告・破産院商事部2018年5月16日判決（株式の希釈化に関する株主への情報提供と会社指揮者の誠実義務）
3. 学会等名 フランス企業法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 判例報告・破毀院商事部2018年2月14日破毀院商事部判決（議事日程に記載のない会計監査役候補者の選任と総会決議の有効性）
3. 学会等名 フランス企業法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 フランスにおける株式上場制度の形成と展開
3. 学会等名 証券経済学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石川真衣
2. 発表標題 サステナビリティ・ガバナンスをめぐるフランス企業法制の最新動向 2019年 PACTE 法とその後
3. 学会等名 第62回東京大学比較法政シンポジウム「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点」
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 尾崎 安央、川島 いづみ、若林 泰伸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 804
3. 書名 上村達男先生古稀記念 公開会社法と資本市場の法理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------